

# 佐野日本大学短期大学グレードポイントアベレージ運用内規

平成22年5月26日制定

平成29年1月25日改正

令和5年1月25日改正

令和7年2月13日改正

## (目的)

第1条 この内規は、佐野日本大学短期大学（以下「本学」という。）における成績評定平均値（グレードポイントアベレージ。以下「GPA」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4～0の評点（グレードポイント。以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

## (対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、5段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

2. 成績評価に関しては、以下のとおりとする。

採 点		判 定	評 価
素 点	評 価 内 容		
100点以下90点以上	特に優れた成績を示したもの	合 格	S
90点未満80点以上	優れた成績を示したもの		A
80点未満70点以上	妥当と認められるもの		B
70点未満60点以上	合格と認められる成績を示したもの		C
60点未満	合格と認めるに足る成績を示さなかったもの	不 合 格	D
素点評価該当なし	欠席等、履修登録をしたが成績を示さなかったもの	判定不可	E

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次の表に掲げるG Pを配点する。

評価	グレードポイント
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0
E	0

2. GPAの評価値は、グレードポイントと修得単位数を用いて、次式から計算して求めることとする。

$$\text{GPA} = \frac{\text{Sの修得単位数} \times 4 + \text{Aの修得単位数} \times 3 + \text{Bの修得単位数} \times 2 + \text{Cの修得単位数}}{\text{総履修単位数 (D、Eの単位数も含む)}}$$

(G P Aの種類)

第5条 G P Aは、次の各号に区分し計算する。

- (1) 学生毎G P A
- (2) 学期毎G P A
- (3) 通算G P A
- (4) 授業科目毎G P A
- (5) 専攻分野・系等毎G P A
- (6) 学科G P A

(成績が確定していない科目の取扱い)

第6条 成績の保留又は追試験等によってG P A算出期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

2. 教員は、G P A算出期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第7条 不正行為により無効とされた成績はEとして扱い、当該科目以降の試験受験を認めない。

(GPAの通知・指導計画)

第8条 GPAの学生への通知は、学業成績通知の際に行うことができる。

2. GPAの教員への通知は学務課から行い、電子データにて提供する。
3. 教員は、GPAに基づく学習指導（キャリアデザイン）の計画を策定し、学生の指導を行うものとする。

(GPAデータの提供)

第9条 本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なGPAのデータは、教授会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

(GPAによる面談指導)

第10条 累積GPAを学期毎に算出し、それが1.0未満、かつ、修業年限（2年）での卒業が難しいと判断した場合は、クラス担任が本人、保護者（留学生は保証人も可）との面談を実施し、学業改善へ向け反省を促す。判断の目安は、学期の取得単位数が15単位未満である場合とする。指導の時期は成績発表時、2年後期は2月とし、同時に保護者宛て書面により通知する。

2. 疾病等の正当な理由がある場合は、この限りではない。

(GPAによる退学勧告)

第11条 累積GPAが1.0未満、かつ、卒業の見込みがないと判断した場合は、退学勧告を行う。クラス担任は本人、保護者（留学生は保証人も可）との面談を実施し、退学をするか学習を継続するかは本人が選択する。指導の時期は成績発表時、2年後期は2月とし、同時に保護者宛て書面により通知する。

2. 疾病等の正当な理由がある場合は、この限りではない。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。